

平成21年(行コ)第261号
公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 秋山博外15名
被控訴人 群馬県知事外1名

弁論要旨(危険性)

2014(平成26)年2月10日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

1 ダムサイトの危険性

ダムサイトの危険性に関する個々の問題点について、原告らは、原審において、科学的根拠に基づく指摘を行ってきた。

原告らの主張に一定の根拠が認められる場合、有効な反証がなされなければ、原告らの主張する事実が認定されるのが通常である。

それにもかかわらず、原審では、被告らが有効な反証をしているかという点について、何らの検討がなされていない。

原判決は、「国土交通省が調査を行った」との事実から直ちにその調査が不十分とはいえないとしており、事実評価に不備がある。

そもそも、原判決は、単に国土交通省が「技術的な問題については対応可能としている」という認定を行っただけで、実際に同省が技術的な問題について対応する意思や能力を有しているということまで認定していない。

しかしながら、原判決は、その後の記載においても、あたかも同省が技術的な問題についての的確に対応することが可能であることを当然の前提とするかのごとき論旨を展開している。これは明らかに論理の飛躍であり、論理の不備である。

国土交通省が「技術的に対応可能」と述べたからといって、本当に技術的に対応可能であることや実際に対応することについての保証は全くない。奈良県の大滝ダムでの湛水試験時点での地すべりの発生、同じく、埼玉県の高滝ダムでの同様な地すべりの発生などが示すように、国交省の地すべりや岩盤の安全性に関しての知見が極めて乏しいことは明白である。

国の「安全である」、「問題がない」といった言葉が、何らの裏付けのない空虚な言葉であったことは、福島第一原発の事故を見ても明らかである。ダム等の巨大な人工物の安全性については、原判決のような他人任せの安易な判断が許されないことは明らかである。

2 地すべりの危険性

原判決が国土交通省の見解をことごとく追認して地すべりの危険性について判断していることの問題性については、ダムサイトの危険性について上述したところと全く同一である。

加えて、地すべりの危険については、次のとおり、原審における審判の対象とならなかった極めて重大な事実が存する。

すなわち、第一審判決後の平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省が地すべり対策を検討し直したことがそれである。

国土交通省は従来はコスト縮減最優先で極力安上がりの対策で終わらせていたが、今回の検証では地すべり問題への姿勢を変えて、全面見直しを行った。その結果、代替地安全対策も含めて、地すべり対策で約150億円の増額が必要となった。

このように、地すべりの危険性についての国土交通省の認識は大きく変わり、八ッ場ダムをつくれれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発する危険性を認め、大急ぎでその対策計画をつくったのである。

この点で、これまでの原告・控訴人らの主張の正当性は裏付けられたところであり、地すべりの危険性の訴訟上の論議・審議は、ほとんど振り出しから始めなければならない状況になった。

しかし、八ッ場ダムの検証で示された新しい地すべり対策が実施されたとしても、貯水池周辺での地すべりの危険性が解消されるわけではない。

当審において、控訴人らは、国の「検討報告書」及びその元資料である「業務報告書」について、地すべり問題の専門家である坂巻幸雄氏に検討をお願いし、同人から意見書をいただき、当審において証言もいただいた。

同証人は、研究者として八ッ場ダム建設予定地周辺を10回近く視察しており、現地の地形、地層等の状況に精通しているが、「業務報告書」の問題点について明確に証言された。

同証人について、被控訴人らは、「鉱山等に関する地質調査が専門で、ダム建設に関する経験はないようであり、その意見を受け入れることは困難である」とか、

「相変わらず自ら考える疑問点を地すべりの危険因子として取り上げているものにすぎず、しかも、技術的に解決可能な問題であって」などと批判するだけで（被控訴人らの準備書面（12））、専門家による否定的な意見に対して真摯に取り組む姿勢が全くない（この点は治水の大熊証人、関証人に対しても同様である。）。このような姿勢は取りも直さず国の姿勢でもあるが、このような行政の姿勢が大滝ダムや滝沢ダム、福島第一原発の悲劇を生んだのではないか。

御庁は、国土交通省が行う机上の空論にも似た通り一遍の検証を鵜呑みにするのではなく、坂巻証人らのように、最高の学識を前提に、現地をつぶさに検証した研究者の知見に対して真摯に向き合うべきである。

以 上